

教 育 委 員 会 会 議 録

開催日 令和6年11月27日

南 あ わ じ 市 教 育 委 員 会
南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会

南あわじ市及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会 合同定例会会議録

1. 日 時 令和6年11月27日（水） 午前10時00分開会

2. 場 所 南あわじ市役所 第2別館 第5会議室

3. 会議次第

開 会 午前10時

開議宣告

会議録署名委員の指名 山本委員（南あわじ市） 狩野委員（学校組合）

前回会議録の承認

協議及び報告事項

閉議宣告

閉 会 午前11時32分

4. 会議の出席者

《南あわじ市》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 近 藤 宰 常、青 木 京、清 水 真 澄、山 本 真 也

《学校組合》

（教 育 長） 新 宅 忠 敏

（教育委員） 狩 野 時 夫、近 藤 宰 常、山 本 真 也、橋 本 直 之

5. 説明のため出席した者の職氏名

教育次長 福 田 龍 八、教育次長補兼学校教育課長 上 原 泉、

教育総務課長 田 村 智 巨、社会教育課長 眞 野 匡 史、

社会教育課付課長兼生涯学習推進室長 阿萬野 真 司、

図書館長兼滝川記念美術館玉青館長 山 家 光 泰、

スポーツ青少年課長 柏 木 映理子、学校給食センター所長 山 形 さゆり、

教育総務課係長 佐々木 友 美

7. 会議に付した事件及びその結果

《南あわじ市》

議案第27号 議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について
原案可決

議案第28号 寄附物件の受納について
原案可決

1. 開 会

午前10時

【新宅教育長】 定足数に達しておりますので、ただいまから南あわじ市教育委員会及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を開会いたします。

2. 会議録署名委員の指名

【新宅教育長】 まず、「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員につきましては、会議規則第15条第2項の規定により、1名の委員を指名します。

南あわじ市教育委員会会議録署名委員につきましては、山本委員にお願いいたします。

南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会会議録署名委員につきましては、狩野委員にお願いいたします。

3. 前回会議録の承認

【新宅教育長】 次に、「前回の会議録の承認」に移ります。

前回会議録につきましては、事前に送付させていただいておりますので、ご確認をお願いしたいと思います。何かお気づきの点はございませんでしたか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ご意見がないようですので、前回の教育委員会定例会の会議録について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、教育委員会定例会の会議録は原案のとおり承認することに決定しました。

4. 教育長報告

【新宅教育長】 次に、「教育長報告」をさせていただきます。

去る11月22日、令和6年度B&G全国教育長会議へ出席してまいりました。当日は、「地域部活動の新しい形の創出～『学校部活動』を新たな『地域コミュニティ活動』へ～」の講演を聴いてまいりました。その際の資料の一部を皆様のお手元に配付しております。長野県飯田市の前教育長で、現在は一般社団法人未来地図の代表理事をされておられます代田さんによる講演でした。代田さんは、先ほど申し上げた未来地図の代表理事の他、イマチャレという部活動改革の自治体サポート団体をエデュシップ株式会社、筑波大学体育スポーツ局、読売新聞東京本社で政策委員会2021年に立ち上げておられます。

その中で、なぜ部活動の地域移行が進んでいかないのかを分析をされておられます。その理由として、1つ目は「手段と目的が入れ替わっていませんか？」ということです。部活動の地域移行は手段であって、本来の目的は、子どもたちの豊かな（持続可能で多様性に富んだ）文化芸術・スポーツ活動を創造していくことが目的であるということですが、しかし、手段であるはずの地域移行が目的化すると、休日の部活動を地域の人たちに任せればいいという解釈になり、教職員の負担を地域に肩代わりさせるという空気になってしまいます。そして、地域移行後の理想的な姿が十分に検討されず、目的が関係者と共有されない状態で取り組みがはじまってしまっています。また、目的が魅力的で共感を呼ばなければ推進力は生まれないというようなこともお話しされておりました。さらに、子どもたちの多様な文化芸術・スポーツ活動を創造するという目的を大人が決めていませんかというようなお話もありました。

さて、冒頭でお話ししましたイマチャレでは3万人の人たちにアンケート調査を行っております。これは全国の子どもたちが求める文化スポーツ活動とは何かというところでのアンケートです。その調査結果を見ると、「より満足する活動になるためには」という問いに対し、「より勝利をめざす」は31パーセント、「より気軽に楽しむ」は35パーセントということで、意外と子どもたちは勝利をめざすだけではなく、気軽に楽しみたい、勝敗にこだわらず楽しみたいという思いを持っているということが明らかになりました。別の問では、「部活動へ参加する目的は何ですか」に対し、生徒と先生の結果に10パーセント以上の差が出ているものがありました。「仲の良い友達と一緒に活動できる」「練習を楽しめる」は生徒の割合が高く、先生は「目標に向かって、やり抜く力が身につく」が73パーセントに対し、生徒は21パーセント、「礼儀やマナーが身につく」68パーセントに対し生徒は10パーセントと、非常に差が開く結果になりました。また、「より満足する活動になるためには？」という問いに対し、「専門的で丁寧な指導を受けられる」が生徒で41パーセント、先生は70パーセントでした。「やりたい種目が選択できる」は先生の割合が多く、「勝敗や入賞にこだわらずに気軽に楽しめる」は生徒が多い結果になりました。また、「部活動において自分たちで決められるとしたら何を決めたいか」という問に対し、生徒の中で一番多かったのは「休みの日」で42.7パーセント、次に多かったのは、「練習日、練習時間」でした。「部内の役割」「練習内容」は3割程度であり、「試合のメンバー」については13.

8パーセントにとどまりました。子どもたちが本当に求めていることは意外とこういう数字ではっきりと出ているということです。

また、代田さんは、目的から逆算して新たな手だてを打たなければいけないということがなかなか進んでいかないというようなことをおっしゃっておられました。さらに、指導者の人材確保については、原則、教職員は指導者にならないということです。が、教職員の力を活かすことについてのお話もありました。自分の専門分野で部活動の指導をやりたいという教職員が2割程度おりますので、その際はきちんと報酬を支払って地域の社会教育活動として行う必要があるということです。地域住民と学校教職員とのコラボレーションは地域の教育力の向上に繋がるというお話で、これは非常に興味深いことだと感じました。最後に、何をもって部活動改革が成功したと言えるかというところについては、例えば「全ての子どもたちにとって発達段階に応じた健全な文化スポーツ活動環境が整う」「教職員がそれぞれの専門性を高め、質の高い学校教育を提供できる環境が整う」「教職員が授業準備や学びに時間が取れる」「心身の健康に資する活動及び休養が十分に行える」というところであり、「地域社会と学校が連携共同した持続可能な活動体制が構築される」というようなことがイメージとして成功したと言えるのではないかと思います。これらのお話は、今後の方向性を考えていく上での参考になるのではないかと思います。

2つ目の報告は、近畿高校駅伝競走大会についてです。11月24日に南あわじ市で開催され、当日は天気にも恵まれました。今年度から、記念大会以外の大会も近畿の各都道府県代表を除いた最上位となれば代表として次の大会へ出場できるという中、男子では須磨学園が頑張って上位大会への切符を手に入れ、兵庫から2校選抜されております。南あわじ市での6年間の開催の中で、最初はなかなか大変でしたけれども、終わってみれば本当にいい大会に育て、名残惜しいなという充実感も感じております。

以上2点につきまして、ご意見等ございませんか。

【青木委員】 部活動の地域移行の資料を見てお話をうかがう度、子どもたちの多様な文化芸術・スポーツ活動を創造していくことが第一としてあるのはもちろん分かっているのですが、同時に先生たちの働き方改革も進めていくためということをきちんと示しておかないと、保護者からは違うのではないかという思いを持たれてしまうのではないかと心配しています。騙されている感みたいなものを感じてしまうと、せっかく取り組んでいることがもったいないなと思いますので、目的をしっかりと明確に示していただきたいと思います。

【新宅教育長】 ご意見ありがとうございます。ぜひそのようにしていきたいと思います。様々な場面でお知らせさせていただく時も、教職員が疲弊しないということが基本であるということを押さえた上での発言を意識していきたいと思っています。先ほどのイマチャレのアンケートからも、部活動の地域移行が成功したと言えるのは、教職員

がそれぞれの専門性を高め質の高い学校教育を提供できる環境が整うこと、教職員が授業準備や学びに時間が取れること、心身の健康に資する活動や休養が十分に行える、ということであり、逆に失敗とは何かというと、教職員の仕事が増えること、望まない教職員が運営や指導をせざるを得ないということになります。この辺りにも気を付けながら今後も取り組んでいきたいと思います。

他にございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 ないようですので「教育長報告」を終わらせていただきます。

5. 議 事

○南あわじ市教育委員会議案第27号

「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第27号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

【福田次長】 ただいま上程いただきました議案第27号の提案理由をご説明いたします。

本件につきましては、令和6年11月21日に開会した第128回南あわじ市議法定例会に上程された議案「令和6年度 南あわじ市一般会計補正予算（第6号）」が対象となっております。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条において、「地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合には、教育委員会の意見をきかなければならない」と規定されており、このたび、当該案件3件について市長からの求めに応じ、本日の定例会に提案するものでございます。

まず、私からは、「令和6年度 南あわじ市一般会計補正予算（第6号）」についてご説明を申し上げます。お手元の「議案第27号」をご覧ください。

このたびの補正予算の内容は、慶野松原保全事業として松木の伐倒にかかる委託料、及び三原健康広場の照明塔補強工事、並びにこれらにかかる補助金や市債の追加となっております。

「第2表 繰越明許費補正」でございます。慶野松原保全事業、及び三原健康広場照

明塔補強事業について、いずれも翌年度に繰り越して使用できる予算額を設定するものです。

「第4表 地方債補正」でございます。三原健康広場照明塔補強工事にかかる地方債の補正でございます。補正前の額が5,930万円、補正後の額が7,150万円で、1,220万円を増額補正いたします。

続いて事項別明細書によりご説明いたします。まず歳入です。

13款、使用料及び手数料、1項、使用料、8目、教育使用料80万円の減額です。慶野松原駐車場の利用実績による使用料の減額です。

14款、国庫支出金、2項、国庫補助金、6目、教育費国庫補助金95万5,000円の追加です。慶野松原保全事業にかかる文化財保存整備費補助金の追加です。

15款、県支出金、2項、県補助金、7目、教育費県補助金48万円の追加です。国庫補助金と同様、慶野松原保全事業にかかる文化財保存整備費補助金の追加です。

16款、財産収入、1項、財産運用収入、2目、利子及び配当金453万7,000円の追加のうち、教育委員会にかかるものとして学ぶ楽しさ日本一基金利子66万9,000円の追加です。

21款、市債、1項、市債、8目、教育債1,220万円の追加です。三原健康広場照明塔補強工事にかかる地方債の追加です。

次に、歳出です。

10款、教育費、5項、社会教育費、7目、文化財保護費1,800万円の追加です。名勝慶野松原の枯れ松が当初見込みを上回っていることにより、適正管理の観点から伐倒事業費を追加するものです。

10款、教育費、6項、保健体育費、2目、体育施設費1,220万円の追加です。これは三原健康広場において照明塔の1つに傾きが見られ、安全性に問題があると判断されることから補強工事を実施するための工事請負費と工事監理業務委託料を追加するものです。

以上、議案第27号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」のうち、「令和6年度 南あわじ市一般会計補正予算（第6号）」のご説明とさせていただきます。

【阿萬野室長】 続きまして私からは、南あわじ市公民館条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正は、神代地区公民館大規模改修工事に伴い、会議室の名称及びその使用料を改めるため所要の改正を行うものです。また、この条例の施行日を令和7年2月1日と定めています。

改正の内容につきましては、今回の改修工事により、本館2階会議室が防災用品等を入れる物置となります。1階研修室、会議室、調理室の3室を除却、解放して一つ

の部屋としても利用可能な研修室 1 及び研修室 2 の 2 室を設置します。また、増築等に可動ステージを設置した集会室を設置いたします。

以上で、公民館条例の一部を改正する条例制定のご説明とさせていただきます。

【柏木課長】　続きまして、私からは、南あわじ市吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定についてご説明申し上げます。

この条例の一部改正につきましては、各項目の老朽化状況及び利用状況の推移により、施設の運営コストの増加や多様化する活動に対応するため、各事業等の使用料について所要の改正を行うものです。なお、附則において、この条例の施行日を令和 7 年 4 月 1 日と定めてございます。

改正の内容につきましては、キャンプ場の使用料につきましては、使用料を廃止し、入場料を導入、駐車料金を廃止し、サイト使用料を導入しております。入場料につきましては、中学生を小人とし、高校生以上を大人としております。各使用料の導入廃止も先ほど申し上げました、各事業費の推移や老朽化に伴い使用料を導入廃止しております。

吹上浜野外教育センター条例の一部を改正する条例制定については以上です。

以上で、議案第 27 号、議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について、関係議案 3 件のご説明とさせていただきます。

【新宅教育長】　提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】　これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】　異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第 27 号「議会の議決を経るべき事件の議案に係る意見聴取について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第 27 号は原案のとおり決定されました。

○南あわじ市教育委員会議案第 28 号

「寄附物件の受納について」

【新宅教育長】 南あわじ市教育委員会議案第 23 号「寄附物件の受納について」、提案理由の説明を求めます。

【柏木課長】 南あわじ市教育委員会議案第 28 号、寄附物件の受納について提案理由のご説明を申し上げます。令和 6 年 7 月、一般財団法人淡路信用積善会から設立 70 周年を迎えるにあたり、淡路島 3 市の事業や団体に対し 1 市につき約 100 万円の助成を行う旨の申し出がありました。寄附申し出者につきましては、淡路地域において社会福祉、青少年の健全育成等の事業を行うものに対し、必要な援護事業を行うことにより社会公共の福祉を増進することを目的とし活動しております。

本市への助成につきましては、アフタースクール事業における体験プログラム用物品としまして、ノートパソコン 1 台、iPad 6 台、プレイステーション 1 台、双眼鏡 5 台としております。寄贈は、12 月 13 日（金）、淡路信用金庫本店別館において、淡路市、洲本市、当市とともに、贈呈式にて行われます。

以上で議案第 28 号について提案理由の説明とさせていただきます。

【新宅教育長】 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ございませんか。

【青木委員】 アフタースクール事業で、プレイステーションはどんな時に使われる予定ですか。

【柏木課長】 最近、e スポーツのプログラムを始めております。そのためにプレイステーションが必要ということを e スポーツの講師の方からアドバイスいただいていたのですが、なかなか購入に至らなかったところ、今回、淡路積善会様からご寄附いただいたため、活用させていただくことになりました。併せて iPad についても、アジア国際子ども映画祭の関係で動画編集のプログラムをたくさん入れております関係から導入させていただきました。

【清水委員】 バードウォッチングプログラムで使う双眼鏡は高級なものですが、子ども

たちが丁寧に扱っていないというお話を聞いたことがあります。今回、5台を寄附いただくということですが、各アフタースクールでどのように5台を活用していく予定ですか。

【柏木課長】 バードウォッチングプログラムについては、まちの先生の私物を使わせていただいております。先ほど清水委員のおっしゃるように、子どもたちが乱雑に扱うこともあり、非常にヒヤヒヤしております。高価なものでもありますので、これまでも購入を検討しておりましたが、なかなか限られた予算の中では難しいところでした。

アフタースクールの拠点については現在11拠点ありますので、バードウォッチングのプログラムがある拠点へ順番に回して活用していこうと考えております。

【清水委員】 アフタースクールによって、子どもたちの人数も多い少ないがあると思うのですが、5台で4万円という値段をもう少し安く抑えられて、その分台数を増やせたらと個人的に思いました。双眼鏡を他の子が使っている間の待ち時間、じっとできなかつたりする子が多いのではないかと思います。私もアフタースクールのプログラムに携わる時、物品を使っていますので、どうしても待ち時間多くてごめんねという風になってしまいますので。双眼鏡の導入についてはバードウォッチングの先生と相談して決められたのでしょうか。

【柏木課長】 講師の方には、どういう双眼鏡がいいのかをあらかじめ相談させていただきました。そこで、子どもたちに本物に触れる機会として、普段は手に触れることのできないような精度の高い双眼鏡を体験してもらいたいという講師のご意見もいただき、導入いたしました。待ち時間ができるとは思いますが、他の子どもたちが体験している様子を見て学ぶというところもあるのではないかと考えております。

【新宅教育長】 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 これで質疑を終結します。

お諮りします。

本案につきましては討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、直ちに採決します。

南あわじ市教育委員会議案第28号「寄附物件の受納について」を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

【新宅教育長】 異議なしと認めます。

よって、南あわじ市教育委員会議案第28号は原案のとおり決定されました。

5. 協議及び報告事項

【新宅教育長】 続いて、協議及び報告事項に移りたいと思います。

協議及び報告事項につきましては、お手元に資料を配布しております。

(1) 令和7年度 小・中学校教職員人事異動方針について

【新宅教育長】 「令和7年度 小・中学校教職員人事異動方針について」、事務局より説明をお願いします。

【上原次長補】 お手元に配布の「令和7年度小中学校教職員人事異動方針」並びに「令和7年度新規採用教職員・同一校長期勤務教職員人事異動実施方針」についてご説明させていただきます。

兵庫県教育委員会の公立学校教職員人事異動方針に基づき、淡路教育事務協議会で協議した当該措置事項を勘案し、南あわじ市小中学校教職員の円滑な人事異動の実施を期するため必要な人事異動方針を定めたものでございます。両方針とも県の方針としての改正は年度のみとなっております。

以上報告とさせていただきます。ご確認いただきますようお願いいたします。

【新宅教育長】 説明が終わりました。

この件につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお願いします。

【近藤委員】 任用につきまして、「特定管理職の活用も含めた登用を進める」とありますが、7年度以降、具体的な計画はどうなっておりますか。

【上原次長補】 この方針のとおり、特定管理職の活用も含めた登用も検討してまいり

ます。

【近藤委員】 特定管理職について説明をお願いします。

【上原次長補】 特定管職は、通常 60 歳で任期満了として役職を降りることになります。本年度の定年延長は 62 歳までになっております。特定校長は、60 歳から校長の職を降りずに引き続き校長として任用されます。特定教頭は、教頭任用者がいない場合のみ任用されます。

【新宅教育長】 他に何かございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 南あわじ市部活動地域連携・移行の方向性について

【新宅教育長】 「南あわじ市部活動地域連携・移行の方向性について」、事務局より説明をお願いします。

(担当課長より、今後の方向性について説明)

(委員より質疑、担当課長より答弁)

(3) 南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（11月）の報告について

【新宅教育長】 次に、「南あわじ市・洲本市小中学校組合議会定例会（11月）の報告について」、事務局より説明をお願いします。

【田村課長】 南あわじ市、洲本市小中学校組合議会定例会 11 月の報告についてご説明申し上げます。資料につきましては、議事日程を提示させていただいてございます。

令和 6 年第 4 回の南あわじ市洲本市小中学校組合議会定例会が、去る 11 月 9 日の 1 日間の日程で開催されました。当日上程されました議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 29 条において、地方公共団体の長は歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分、その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見を聴かなければならないと規定されている件に該当いたしますので、本来であれば当委員

会に諮っていただくところですが、日程の都合上教育長専決で進めさせていただき、今回ご報告させていただくものでございます。

内容につきましては、認定第1号、令和5年度南あわじ市洲本市小中学校組合一般会計歳入歳出決算の認定について、決算書、決算付属資料、監査委員の意見を付して提案し、審議いただいた上で賛成多数で認定されたものでございます。また、一般質問につきましては、2名の議員から「学校評議員について」「決算審査意見書について」「学校運営について」、質問があり答弁を行ったところでございます。

以上でご報告とさせていただきます。

(4) 当面の行事予定及び教育委員会後援名義使用許可の報告について

【新宅教育長】 次に、「当面の行事予定」、「教育委員会後援名義使用許可状況」については、資料をご覧ください。

6. その他

【新宅教育長】 次に「その他」に移らせていただきます。

何かございませんか。

○令和6年度第2回総合教育会議について

○2月教育委員会定例会について

【田村課長】 今後の教育委員会定例会の日程についてご説明申し上げます。次回の教育委員会定例会については12月18日（水）に開催予定としてございます。この日につきましては開催時間が9時からとなっておりますのでお間違いのないようよろしくお願いいたします。終了後10時から総合教育会議を開催いたします。テーマにつきましては、前回定例会でご説明したとおり、「令和6年度スクールチャレンジ事業中間報告について」を議題としていたしまして、「高校との連携について」「中学校の部活動の地域連携移行について」という報告事項2件を合わせて全部で3件をテーマにして協議いただきたいと思います。

1月の定例会につきましては、1月29日（水）午前10時から開催いたします。2月につきましては、先ほど調整させていただいたところ、2月26日（水）午前10時から開催させていただきます。

なお、先ほど、部活動の地域連携移行について、皆様には熱心に御議論いただいたところでございますが、本件につきましては資料そのものが取り扱い注意ということ

になっており、公開できない内容もございます。そのため、公開用の会議録に記録できない部分があるかと思います。ただ、いただいたご意見につきましては、その内容を踏まえて今後に対応してまいりたいと思いますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いをいたします。

○南あわじ市２０歳のつどいのご案内について

【眞野課長】 社会教育課からお知らせがございます。来年の１月１２日に「南あわじ市２０歳のつどい」を開催いたします。１２月に入りましたら教育委員の皆様にご案内をさせていただきます。ぜひともご出席いただきたいと思いますのでどうぞよろしくをお願いをいたします。

７．閉 会

【新宅教育長】 以上で本日の定例会の日程はすべて終了しました。

これをもちまして、南あわじ市教育委員会、及び南あわじ市・洲本市小中学校組合教育委員会合同定例会を閉会します。

午前１１時３２分